

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	岡崎市

## 岡崎市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 岡崎市経済振興部中山間政策課  
所在地 岡崎市榎山町字山ノ神 21 番地 1  
電話番号 0564-82-4123  
FAX番号 0564-82-4124  
メールアドレス chusankan@city.okazaki.lg.jp

## 1 概要

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため岡崎市鳥獣被害防止計画を策定する。

## 2 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ニホンカモシカ・ニホンザル
	中小型獣	ハクビシン・タヌキ・アライグマ・ヌートリア・キツネ・アナグマ・モグラ（モグラ科全種）
	鳥類	ハシブトガラス・ハシボソガラス・ドバト・キジバト・ムクドリ・ヒヨドリ・カワウ・アオサギ・ダイサギ・カルガモ・スズメ
計画期間		令和8年度～令和10年度
対象地域		岡崎市

## 3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	3,550千円、341a
	果樹	580千円、21a
	野菜	2,830千円、88a
	いも類	1,326千円、65a
ニホンジカ	稲	2,476千円、238a
	果樹	680千円、16a
	野菜	9,654千円、136a
	豆類	1,766千円、367a
	針葉樹	8,057千円、275a
ニホンカモシカ	稲	160千円、15a
ニホンザル	稲	1,101千円、106a
	果樹	1,998千円、98a
	野菜	7,879千円、131a
	いも類	6,418千円、271a
中小型獣	稲	138千円、13a
	果樹	4,948千円、52a
	野菜	1,567千円、16a
	いも類	243千円、10a
鳥類	稲	1,030千円、99a

	果樹	2,790 千円、 55a
	野菜	1,631 千円、 30a
	鮎	4,411 千円

## (2) 被害の傾向

令和4年度から令和6年度における各鳥獣の被害傾向は以下のとおりである。被害状況については、農業生産組合に対して被害状況調査を行っており、その調査結果をもとにしている。

### ○ イノシシ

#### ・ 捕獲状況

市内全域で捕獲実績が増加している。特に、池金町、滝町、小呂町及び奥殿町の捕獲実績が増加している。

#### ・ 被害の発生時期及び場所

特に被害件数が多いのは、3月、4月のタケノコ、7月、8月の稲やナス、トウモロコシ等の野菜である。

額田地域及び岩津地域の被害が全体の約8割を占めている。

#### ・ 被害地域の増減傾向

田口町周辺及び大平地域の被害が減少傾向にある。

額田地域、岩津地域及び東部地域の被害はほぼ横ばいである。

### ○ ニホンジカ

#### ・ 捕獲状況

捕獲実績は令和5年度まで増加傾向にあったが、その後ほぼ横ばいで推移している。

#### ・ 被害の発生時期及び場所

井沢町及び鳥川町では年間を通して毎月、スギ及びヒノキの被害が発生している。毎月ではないが、奥山田町、田口町、池金町、夏山町及び南大須町においても、スギ及びヒノキの被害が発生している。

その他、特に被害件数が多いのは5月、6月の稲、7月～9月のキュウリ、キャベツ等の野菜である。

額田地域及び東部地域の被害が全体の約8割を占めている。

#### ・ 被害地域の増減傾向

奥山田町及び田口町周辺の被害が増加傾向にある。

その他の地域はほぼ横ばいである。

### ○ ニホンカモシカ

#### ・ 生息状況

令和4年度から実施している生息状況調査により、これまで須

澁町、古部町、小久田町、雨山町、石原町、千万町町及び保久町等で生息が確認されている。

- ・ 被害の発生時期及び場所  
4月は額田地域において、スギ及びヒノキの被害が発生している。5月、6月は高隆寺町において、稲の被害が発生している。
- ・ 被害地域の増減傾向  
令和4年度及び令和5年度の被害地域は額田地域、岩津地域、大平地域及び大柳町周辺だったが、令和6年度の被害地域は大平地域の高隆寺町のみと減少した。

#### ○ ニホンザル

- ・ 生息状況  
生息状況調査により、国道1号線以北の中山間地域において18群が確認されている。
- ・ 被害の発生時期及び場所  
年間を通して、額田地域の各所でサル被害が発生している。特に被害件数が多いのは稲、キュウリ、ナス、ブドウ、サツマイモ、ジャガイモ、ミカンである。
- ・ 被害地域の増減傾向  
東部地域は減少傾向にあるが、額田地域及び大井野町周辺は増加傾向にある。

#### ○ 中小型獣

- ・ 捕獲状況  
捕獲数はどの中小型獣とも、ほぼ横ばいである。
- ・ 被害の発生時期及び場所  
特に被害件数が多い時期及び場所は以下のとおりである。  
7月～9月は岩津地域において、ハクビシンによるブドウの被害が発生している。  
5月～9月は額田地域において、ヌートリア及びモグラによる稲の被害が発生している。
- ・ 被害地域の増減傾向  
岩津地域において、ハクビシンの被害が増加傾向にあるが、アライグマの被害は減少傾向にある。その他、額田地域及び東部地域において、モグラの被害が増加傾向にある。

#### ○ 鳥類

- ・ 捕獲状況  
捕獲数はどの鳥類とも、ほぼ横ばいである。カラスは全体の約3割を占める。

<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の発生時期及び場所 特に被害件数が多い時期及び場所は以下のとおりである。 7月～10月は岩津地域、矢作地域でスズメによる稲の被害が発生している。夏期、六ツ美地域、矢作地域等において、カラスによるトウモロコシ、スイカ等の被害が発生している。</li> <li>被害地域の増減傾向 矢作地域において、スズメの被害が増加傾向にある。 大平地域及び東部地域において、カラスの被害は減少傾向にある。</li> </ul>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
被害金額	イノシシ	8,296千円	イノシシ	7,774千円
	ニホンジカ	25,450千円	ニホンジカ	23,849千円
	ニホンカモシカ	160千円	ニホンカモシカ	150千円
	ニホンザル	18,325千円	ニホンザル	17,172千円
	中小型獣	7,334千円	中小型獣	6,873千円
	鳥類	9,956千円	鳥類	9,330千円
	合計	69,521千円	合計	65,148千円
被害面積	イノシシ	516a	イノシシ	484a
	ニホンジカ	1,342a	ニホンジカ	1,258a
	ニホンカモシカ	15a	ニホンカモシカ	14a
	ニホンザル	667a	ニホンザル	625a
	中小型獣	97a	中小型獣	91a
	鳥類	187a	鳥類	175a
	合計	2,824a	合計	2,647a
有害鳥獣捕獲従事者数	159人		170人	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>農林業被害を軽減するため、以下の取組を講じた。</p> <p>○ 岡崎市 【有害鳥獣捕獲業務】 岡崎猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟友会員の高齢化が進んでいるため、若年層の新規</li> </ul>

捕獲期間：各年4月1日～翌年2月末日

**【狩猟免許取得支援】**

狩猟免許の取得費用に対し補助金を交付した。

補助率＝

令和5年度まで：

対象経費の10分の9以内

令和6年度以降：

対象経費の2分の1以内

免許取得者数(人)及び交付額(円)

年度	免許取得者数	交付額
令和4年度	14	233,000
令和5年度	15	229,000
令和6年度	8	69,000

**【捕獲檻・くくり罠購入支援】**

個人又は農業者団体の捕獲檻購入費用に対し補助金を交付した。

補助率＝対象経費の2分の1以内

購入支援数(基)及び交付額(円)

年度	檻	罠	交付額
令和4年度	1	0	22,000
令和5年度	0	4	28,000
令和6年度	6	0	37,675

**【焼却処理】**

有害鳥獣捕獲従事者の負担

入会を促進させる必要がある。

- ・ 猟友会への新規入会員を増やすため、当該支援の周知及び啓発を行う必要がある。

	<p>軽減のため捕獲した有害鳥獣の市クリーンセンターでの焼却処理費用を負担した。</p> <p>○ 岡崎市鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。） 【捕獲檻貸与】 有害鳥獣捕獲のため、捕獲檻を猟友会に貸し出しした。</p> <p>【大型捕獲檻の導入と管理】 ICT大型捕獲檻とサル用大型囲い罠を導入し、ニホンザルの捕獲を実施した。</p> <p>○ 岡崎市及び協議会 【有害鳥獣捕獲事業】 有害鳥獣捕獲従事者に報奨金を交付した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サル生息状況調査により把握した生息場所に檻、罠を設置する必要がある。</li> <li>・ 檻、罠の見回りや給餌作業は、猟友会員や地域住民が実施するが、毎日行う必要があるため、捕獲できない期間が続いても諦めず継続的に行う必要がある。</li> <li>・ 一度捕獲した群れは警戒心が強くなり、2回目の捕獲が難しい。</li> </ul>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>農林地を鳥獣から守るため、以下の取組を講じた。</p> <p>○ 岡崎市 【防護柵等補助金】 防護柵等の資材費に対し補助金を交付した。 個人上限5万円 団体上限100万円 補助率＝対象資材費の2分の1以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半額は自己負担であり、農家にとっては負担が大きい。</li> <li>・ 囲う単位が小さいため、一部の農地しか防護できない。</li> </ul>

	防護柵等補助金実績									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">年度</th> <th style="width: 50%;">設置延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">5.2 km</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">4.4 km</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: center;">7.0 km</td> </tr> </tbody> </table>		年度	設置延長	令和4年度	5.2 km	令和5年度	4.4 km	令和6年度	7.0 km
年度	設置延長									
令和4年度	5.2 km									
令和5年度	4.4 km									
令和6年度	7.0 km									
	<p>○ 協議会</p> <p><b>【大規模侵入防止柵】</b> 平成23年度からワイヤーメッシュ等による大規模な侵入防止柵を設置した。</p> <p style="text-align: center;">大規模侵入防止柵実績</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">年度</th> <th style="width: 50%;">設置延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">11.2 km</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">3.2 km</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: center;">5.9 km</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【捕獲サポート隊の設置】</b> 檻の見回りや給餌を実施する捕獲サポート隊を設置し、猟友会による捕獲活動のサポートや追払いを行う体制を立ち上げている。</p>	年度	設置延長	令和4年度	11.2 km	令和5年度	3.2 km	令和6年度	5.9 km	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模に侵入防止柵を設置するには、地域が団結する必要がある。</li> <li>・ 設置後は、破損箇所や漏電がないか点検するなど、定期的な管理が必要である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修、勉強会等による捕獲サポート隊員の知識向上、理解促進を定期的に図る必要がある。</li> <li>・ 捕獲サポート隊の加入動機ほとんどがサル追払いのためであり、檻の見回りや給餌作業を行う隊員は少ない。</li> <li>・ 個別ではなく地域全体で組織的に実施できるような体制への移行が必要である。</li> <li>・ サル追払い資材が高価なため、活動の継続性に課題がある。</li> </ul>
年度	設置延長									
令和4年度	11.2 km									
令和5年度	3.2 km									
令和6年度	5.9 km									
生息環境管理その他の取組	生息状況を調査し対策に活かすため、以下の取組を講じた。									

	<p>○ 協議会</p> <p>【ニホンザル生息状況調査】 ニホンザルに電波発信器を装着することで、群れの行動域、生息状況及び加害レベルを把握し、群れごとの管理を進めた。</p> <p>【ニホンカモシカ・ニホンジカ生息状況調査】 市内に生息しているカモシカ及びシカの生息状況（密度等）を調査し、対策を行うにあたって必要な基礎情報を収集した。</p> <p>○岡崎市</p> <p>【有害鳥獣誘引ほ場整備】 山奥の耕作放棄地等にエサとなる種を植樹し、生息環境を整備することで、獣を山奥に誘引し、農作物被害を軽減するとともに、農地への出没を抑制し、殺処分数の減少を図る試みを実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策に活かすために、全ての群れに対して調査の継続的な実施と地域への調査結果の共有が必要である。</li> <li>・ カモシカ被害は報告されているものの、誤認と疑われるものもあるため詳しく調査し、対応を検討する必要がある。</li> <li>・ 餌場となるには長い年月を要するため、成木となるまで除草などの定期的な管理や獣害対策が必要である。</li> </ul>
--	--	---

(5) 今後の取組方針

現状把握	被害をより正確に把握するため、農家全戸調査を継続して実施する。
環境整備	集落ぐるみの放任果樹の伐採、農作物の規格外品や収穫残滓等の廃棄方法を周知する。
防 除	集落全体を囲う大規模な侵入防止柵を設置する（柵の未設置農地に対しても、新たな被害が拡大しない地域一体の防止環境を構築する）。
捕 獲	I C T（情報通信技術）を用いた捕獲方法を活用する。引き続き、猟免許取得助成、捕獲檻の購入補助を行う。

4 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡崎猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託する。</li> </ul>
--

- ・ 岡崎猟友会員の中から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊として任命し、鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じる等緊急対処の場合に出動させる。
- ・ わなの見回りや給餌作業等、猟友会員を補助する捕獲サポート隊を運営し、地域ぐるみの捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲従事者の負担軽減のため、捕獲アプリによる捕獲確認作業の効率化を図る。</li> <li>・ 山奥の耕作放棄地等にエサとなる種を植樹し、生息環境を整備することで、獣を山奥に誘引し、農作物被害を軽減するとともに、農地への出没を抑制し、殺処分数の減少を図る試みを実施する。</li> <li>・ ICT大型捕獲檻を設置し、檻に入った鳥獣を遠隔操作で捕獲する。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息状況調査により各群れの行動域を把握し、行動域内のうち高密度の区域に大型檻を設置し捕獲する。</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、特定期間を定め、1頭あたりの報奨金よりも高い捕獲活動経費を設定し、捕獲者に交付する。</li> </ul>
	ニホンカモシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息状況調査により、対策を行うための必要な基礎情報を収集する。</li> </ul>
	中小型獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいち三河農業協同組合と協力し、希望者に捕獲檻を貸し出す。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の捕獲実績を参考に、被害の軽減目標を達成するため、必要な捕獲目標を設定する。</li> <li>・ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく岡崎市第二種特定鳥獣管理計画実施計画との整合を保ち、個体数調整分についてのみ設定し、狩猟による捕獲分は含まないものとする。</li> </ul>

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭・羽）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,200	1,200	1,200
ニホンジカ	1,000	1,000	1,000
ニホンザル	70	70	70
ハクビシン	100	100	100
タヌキ	190	190	190
アライグマ	120	120	120
ヌートリア	20	20	20
アナグマ	70	70	70
キツネ	20	20	20
ハシブトガラス ハシボソガラス	300	300	300
ドバト	40	40	40
キジバト	200	200	200
ムクドリ	100	100	100
ヒヨドリ	200	200	200
カワウ	100	100	100
アオサギ ダイサギ	100	100	100
カルガモ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルについては、銃・罠による捕獲を実施する。</li> <li>・ 中小型獣は主に罠による捕獲を実施する。</li> <li>・ 鳥類は主に銃による捕獲を実施する。</li> <li>・ 実施場所は中山間地域を重点的に市内一円とし、実施時期は4月1日～翌年2月末とする。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>該当なし。ただし、市内にてツキノワグマによる農林業被害が確認された際にはライフル銃を用いた緊急銃猟の実施を検討する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	岡崎市
対象鳥獣	愛知県事務処理特例条例に基づき、愛知県から鳥獣捕獲許可事務が権限委譲されている。

## 5 防護柵の設置等に関する事項

### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	【防護柵等設置補助】 電柵等 5km  【鳥獣被害防止総合対策交付金】 猪鹿用ワイヤーメッシュ 猿用ワイヤーメッシュ+電柵 10km	【防護柵等設置補助】 電柵等 5km  【鳥獣被害防止総合対策交付金】 猪鹿用ワイヤーメッシュ 猿用ワイヤーメッシュ+電柵 10km	【防護柵等設置補助】 電柵等 5km  【鳥獣被害防止総合対策交付金】 猪鹿用ワイヤーメッシュ 猿用ワイヤーメッシュ+電柵 10km

### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵を管理する鳥獣害対策組合に対して、定期的な集落ぐるみの点検ができるように指導する(侵入の可能性のある柵は強化を促す)。</li> <li>鳥獣被害のあった農家に対してエアガンの貸出を実施する。</li> <li>捕獲サポート隊による追上げ、追払い活動を行う。</li> </ul>

## 6 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産組合長を通じた組合員に対する農作物被害状況調査を実施する。</li> <li>収穫残滓の廃棄方法等について、研修会で周知する。</li> <li>鳥獣に有効な忌避方法を研究する。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に生息する全ての群れに対して電波発信器を装着し、群れの行動域、生息状況及び加害レベルを把握し、群れごとの管理を行う。</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で個体確認はされていないが、近隣市において目撃されているため、今後の動向に注視し、必要な情報を収集する。</li> </ul>

7 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岡崎市	鳥獣被害対策実施隊に出動を要請
鳥獣被害対策実施隊	岡崎市の要請に基づき出動

(2) 緊急時の連絡体制

岡崎市から鳥獣被害対策実施隊に出動を要請し、実施隊が対応する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 焼却、埋設、自家消費及び食肉処理のいずれかで対応している。焼却については、市費により市クリーンセンターにおいて処分している。
- ・ イノシシの処分作業については、適切な豚熱防疫対策を実施する。

9 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

	現状	目標
食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に、食品衛生法に基づく食肉処理業の認可を受けた解体処理施設がある。処理された食肉はジビエ料理等として提供されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲鳥獣の有効活用を推進するため、意欲ある事業者等と連携し、現状体制の適正な拡充を図る。</li> </ul>
ペットフード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
皮革		
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)		

(2) 処理加工施設の取組

- ・ 引き続き安全に解体処理され、ジビエ料理として提供される体制を継続する。
- ・ 処理加工施設の拡充を図る。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- ・ 活動意欲のある者に対して、人材育成に関する情報提供を行う。

10 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 岡崎市鳥獣害対策協議会に関する事項

構成機関の名称	役割
愛知県西三河農林水産事務所 農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県西三河農林水産事務所 農業改良普及課岡崎駐在室	農作物被害対策に関する指導・助言
岡崎市農業委員会	農業被害情報の提供、対策の提案
あいち三河農業協同組合	農業被害情報の提供、対策の提案
愛知県農業共済組合	農業被害情報の提供、対策の提案
岡崎森林組合	林業被害情報の提供、対策の提案、環境整備対策
岡崎猟友会	有害鳥獣の捕獲、対策の提案、捕獲研修
農業者代表	被害情報の提供・対策の提案
岡崎市環境部環境保全課	鳥獣の保護管理に関すること
岡崎市保健部動物総合センター	鳥獣の生態・動向等に関する情報の提供、対策の提案
岡崎市経済振興部農務課	農業被害情報の提供、荒廃農地に関する提案
岡崎市経済振興部中山間政策課	事務局（農林漁業被害情報の収集と対策の実施）

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河県民事務所環境保全課	鳥獣の保護管理に関する指導・助言
岡崎市漁業協同組合	被害情報及び対策情報の提供
男川漁業協同組合	被害情報及び対策情報の提供
人間環境大学	鳥獣害対策に関する指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊が緊急対処できるような体制を整える。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 地域が課題を把握し、自主的に活動する体制構築を図る。市は必要に応じてサポートする。
- ・ 市と地域の調整役かつ、地域住民のとりまとめ役となるリーダーの育成に取り組む。

11 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 今後、被害状況や捕獲数が更新され、本計画が実態にそぐわないと判断される場合、実態にあわせた修正を行う。
- ・ 鳥獣被害防止のための取り組みについて、農家や捕獲者等が安全に被害対策に取り組むことができるよう、関係機関が協力、連携する。